

第二次行財政改革大綱

平成 23 年度～平成 27 年度



平成 22 年 12 月

鏡野町

目次

第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性

- 1 第一次行財政改革の総括…………… 1～
- 2 行財政を取り巻く環境の変化…………… 2～
- 3 更なる改革の必要性…………… 5
- 4 新たな行政課題への対応…………… 5

第2章 第二次行財政改革大綱の基本的な考え方

- 1 第二次行財政改革大綱の目標と改革の柱…………… 6～
- 2 第二次行財政改革大綱の体系及び計画期間…………… 7～

第3章 行財政改革の推進

- 1 町民と共に進めるまちづくり…………… 9～
- 2 スリムで効率的な行政運営の確立…………… 11～
- 3 持続可能で健全な財政の構築…………… 13～
- 4 改革の推進体制…………… 17～

推進体制図

- 鏡野町行財政改革の推進体制図…………… 19

用語の説明

- 用語の説明…………… 20～

第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性

1 第一次行財政改革の総括

策定時期 平成19年1月「鏡野町行財政改革実施計画」

計画期間 平成18年度から平成22年度までの5年間

目 標 「社会の変化に対応したスリムで効率的な行財政運営と組織機構の再編」

(1) 第一次行財政改革の達成状況と今後の取扱い

平成18年度から平成22年度までを計画期間とする第一次行財政改革では、

ア 社会の変化に対応したスリムで効率的な行財政運営の構築

イ 組織機構の再編

ウ 町民と行政との協働(用語1)によるまちづくり

という3つの基本方針のもと、6項目27分類305事業の改革に取り組みました。

そして、これまでの4年間の計画期間内に、全体の83.3%に当たる254件について一定の成果を得ています。

第一次行財政改革実施計画の達成状況

達成状況	事業件数	割合(%)
一定の成果を得た項目 (当初の計画を達成)	254	83.3
現在、継続して取組中である項目 (調査・検討・計画策定中など)	24	7.9
取組内容が達成できなかった項目 (検討の結果、実施しないこととなった項目も含む。)	27	8.8
合 計	305	100

これらの成果を踏まえ、第一次行財政改革実施計画のうち、80件については「終了」とし、また、38件を「継続」として内容や方法の見直しも図りながら第二次行財政改革大綱実施計画に引き継ぎます。

なお、第一次行財政改革において今後の方向性を定めることができた187件については「定着」とし、第二次行財政改革大綱実施計画から除外していますが、引き続き改革に取り組んでいきます。

(2) 第一次行財政改革実施計画における財政面の効果

第一次行財政改革では、平成19年度から平成21年度までの3年間の累計で約18億円の財政的な効果を生み出しました。

第一次行財政改革による財政効果（3年間の累計）

18億4千万円

第一次行財政改革による主な取組状況

(単位：千円)

区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累積効果額
歳入の確保によるもの							
受益者負担の適正化	—	—	12,700	16,300	実施中	—	29,000
町有財産の有効活用	—	25,348	20,649	19,326	実施中	—	65,323
町税収入の適正化	—	68,388	53,617	42,643	実施中	—	164,648
歳入効果額計	—	93,736	86,966	78,269	実施中	—	258,971
歳出の削減によるもの							
事務事業の再編・整理合理化	—	93,113	226,366	221,929	実施中	—	541,408
公共施設の管理運営の見直し	—	8,407	20,527	59,394	実施中	—	88,328
補助金の整理合理化と協働のまちづくり	—	7,586	11,608	11,779	実施中	—	30,973
財政の適正かつ健全な運営	—	162,118	261,972	472,846	実施中	—	896,936
委員会等のあり方	—	105	1,233	25,469	実施中	—	26,807
歳出削減効果額計	—	271,329	521,706	791,417	実施中	—	1,584,452
合計累積効果額	—	365,065	608,672	869,686	実施中	—	1,843,423

2 行財政を取り巻く環境の変化

(1) 抜本的な改革が求められる町財政

平成16年度からの「三位一体の改革」(用語2)の影響により、普通交付税(用語3)が大幅に削減される一方で、高齢化による社会保障費の増大、新町建設計画(用語4)に係る事業の着手、橋梁長寿命化対策をはじめとした様々な行政需要に対応するための経費が今後予想されます。

更に、アメリカの「サブプライムローン問題」に端を発した世界的な景気後退の影響等により、平成21年度においては、法人町民税が当初予算と比較して2億4,037万円減額となりました。

加えて、平成27年度から合併特例債(用語5)の適用がなくなり、普通交付税も段階的に縮減され、平成32年度からすべての合併支援措置がなくなるなど、今後も厳しい財政運営が予想されます。

さらに、町の主要財源である「電源立地地域対策交付金(用語6)」の今後の

方向性如何によっては、さらに厳しい財政運営を強られるなど、懸念材料も抱えております。

(2) 中期財政見通し（平成 23 年度から平成 27 年度まで）

平成 18 年度から平成 22 年度までの中期財政見通しでは、平成 20 年度が 3.7 億円、平成 21 年度が 5.6 億円、平成 22 年度が 5.2 億円の財源不足が見込まれ、歳入の増加や歳出の削減に向けて取り組んでいるところです。

今後の財政見通しについては、世界及び国内の経済の動向や国家財政の方向性とそれに伴う国の施策等が地方財政に大きく影響するところであり、現時点では先行き不透明な状況ですが、行財政改革に取り組んでいく方針には変わりありません。こうした状況の中で、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の中期財政見通しは次のとおりです。

鏡野町中期財政見通し（平成 23 年度から平成 27 年度）（単位：百万円）

項目	21 年度 決算額	22 年度 見込額	中期財政見通し					
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
歳入	町税、交付税、譲与税、 交付金など一般財源	8,681	8,255	7,469	7,226	7,163	7,104	6,954
	国・県支出金	3,143	2,080	1,621	825	817	809	801
	町債《臨時財政対策債を 除く》	545	513	671	691	698	711	711
	その他	537	312	855	309	309	310	311
	A	12,906	11,160	10,616	9,051	8,987	8,934	8,777
歳出	人件費	1,805	1,787	1,769	1,751	1,734	1,716	1,699
	扶助費	403	493	508	523	539	555	572
	公債費	2,269	1,910	1,781	1,638	1,506	1,446	1,446
	普通建設事業	2,520	2,008	1,727	973	918	1,076	1,022
	繰出金	1,288	1,348	1,361	1,375	1,388	1,402	1,416
	その他	3,659	3,379	3,100	3,125	3,150	3,137	3,004
B	11,944	10,925	10,246	9,385	9,235	9,332	9,159	
収支差額（不足）A-B	962	235	370	△334	△248	△398	△382	

※ 中期財政見通しは、単年度における収入に対してどのくらいの過不足がでるかを推計したものです。したがって、前年度からの繰越金や不足額に対する繰入金を除いています。



(3) 人口構造の変化（少子高齢化・人口減少）

わが国は、急速なスピードで高齢化が進んでおり、平成22年の65歳以上の人口は総人口の22.57%となっています。本町においても年少人口（0～14歳）や生産人口（15～64歳）の全人口に占める割合が低下する一方、高齢化率は平成22年3月現在で32.94%に達しており、全国平均を大きく上回り高齢化が進んだ地域となっています。

また、平成17年には、明治32年に統計を取り始めて以来、初めてわが国の出生者数が死亡者数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。本町においても、65歳以上の人口は増加傾向に推移する一方で、総人口は徐々に減少しています。

長期的な人口の減少傾向は、全国的なものであり、今後は、労働力人口の減少が経済成長に対してマイナスの影響を与えることが懸念され、本町においても税収の落ち込みとともに、社会構造の変化等に伴う歳出の増加が想定されます。

特に、急速に進む高齢化による社会保障費の増大にも対応できる財源の確保が重要な課題となっています。早急に、少子・高齢、人口減少社会に対応できる持続可能な行財政システムに変革していく必要があります。

なお、（社団法人）中国地方総合研究センターが行なった鏡野町の将来推計人口は以下のとおりです。

国勢調査実施（予定）年度	実績（推計）人口（人）	対前年度比較（人）
1980「30年前」	17,493	—
1985「25年前」	17,457	△36
1990「20年前」	16,500	△957
1995「15年前」	15,731	△769
2000「10年前」	15,091	△640
2005「5年前」	14,059	△1,032
(2010)今年	(13,000)	(△1,059)
(2015)5年後	(11,880)	(△1,120)
(2020)10年後	(10,100)	(△1,780)
(2025)15年後	(9,580)	(△520)
(2030)20年後	(8,530)	(△1,050)

※（ ）は推計数値

(4) 町民ニーズの高度化・多様化による行政課題の複雑化

個人の価値観や生き方も大きく変化しており、町民が公共サービスに求めるニーズの多様化・高度化が進み、行政として解決すべき課題は、広範囲で、より複雑になってきています。

このような状況において、日常生活の中で生じている様々な社会的課題の解決に向けて、NPO、ボランティア団体などによる町民活動が、福祉、環

境、教育、まちづくりなどの幅広い分野において急速に活発化してきており、地域社会の新たな担い手として、注目されるとともに、期待が高まっています。また、本町では、平成21年12月に「鏡野町未来・希望基金条例」を制定し、自主的・主体的な地域活動を推進するための制度を平成22年度からスタートさせており、地域と行政並びに地域間相互の協働による町づくりを推進することとしております。

行政と当事者性・専門性などの特性を持つNPO等とが協働することや町民参画を推進することは、町民ニーズに応じた質の高いサービスを提供することにつながるともに、町民満足度も高まっていくと考えられます。

(5) 地方の自主性・自立性の拡大

平成19年4月の「地方分権改革推進法」(用語7)の施行により、第2期地方分権改革が本格的にスタートしました。

「地方分権改革推進法」の基本理念である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を目指して、地方公共団体は自主性・自立性を高め、みずからの判断と責任において行政を運営していく必要があります。

また、個性豊かで質の高い施策を主体的に遂行していくために、限られた行政資源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを提供する「選択」と「集中」が求められています。

3 更なる改革の必要性

前述した「行財政を取り巻く環境の変化」の中で生じている新たな行政需要に対応するため、更なる行財政改革が必要となっています。

そこで、第一次行財政改革の策定時には想定されていなかった要素を整理し、これまでより踏み込んだ実効性の高い改革に取り組んでいく必要があります。

4 新たな行政課題への対応

行政運営の基本は、限りある財源をいかに有効にまた的確に配分するかということです。景気の先行きが不透明な今日、地方公共団体の財政運営は非常に厳しい状況ではありますが、行政として今取り組まなければいけない課題には迅速・的確に対応していかなければなりません。そのために、行財政改革による削減効果を、行政が抱える課題に取り組むための財源として充当し、メリハリのある行政運営に今後も努めていきます。

第2章 第二次行財政改革大綱の基本的な考え方

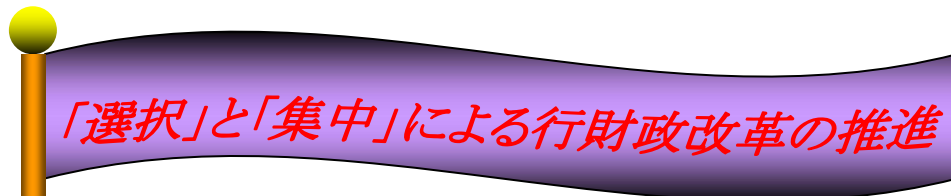
1 第二次行財政改革大綱の目標と改革の柱

(1) 目標

「第1章 これまでの取組と更なる改革の必要性」で述べたとおり、行財政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境において、町民の期待に応える取組を進めるために、町民との連携・協働のもとに、限られた行政資源を最も有効に活用し、メリハリのある行政運営を構築するため、「選択」と「集中」(用語8)により行財政改革をさらに推進していきます。

そこで本町では、第二次行財政改革のスローガンを次のとおり掲げ、推進していきます。



(2) 改革の柱

第二次行財政改革大綱の改革の柱を「町民と共に進めるまちづくり」「スリムで効率的な行政運営の確立」「持続可能で健全な財政の構築」として、次の方針のもとに推進します。

① 町民と共に進めるまちづくり

高度化・多様化する町民ニーズに対し、多彩な町民及び職員の知恵と創造性を生かすことにより、町民の満足度を高める施策をお互いの役割分担を明確にしていく中で実施し、「地域力」「職員力」を生かした協働の推進によるまちづくりを展開していきます。

② スリムで効率的な行政運営の確立

行政課題を解決するには、限られた行政資源を集中的に投入して推進していくことが必要であり、鏡野町としての課題を検証するとともに、町民ニーズを重視し、町民との相互理解を深めながら、町民の満足度を高める改革を集中的に実施し、行政機能の向上を目指します。

③ 持続可能で健全な財政の構築

自己決定と自己責任に基づく「行政経営」の確立を図り、財政力の向上を目指します。

内部管理コストの徹底的な見直しや歳入の確保対策などの自助努力を着実に進め、財政基盤の強化に努めるとともに、旧来のシステムや前例

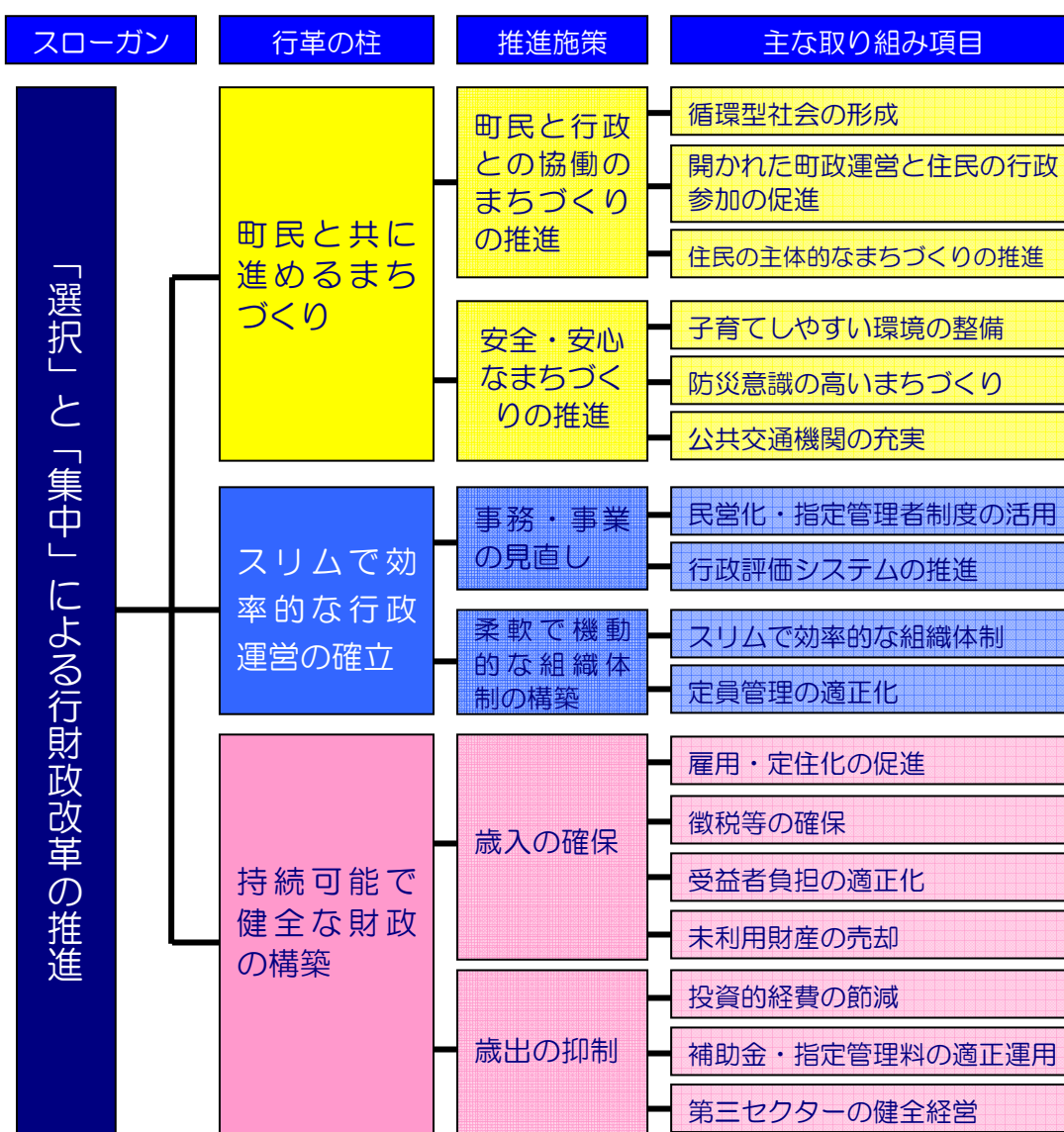
主義等による行政運営から、みずからの判断と責任を持って自主的に行動する「行政経営」という考え方へ転換します。

このことによって足腰の強い財政基盤の確立を目指します。

2 第二次行財政改革大綱の体系及び計画期間

(1) 第二次行財政改革大綱の体系

第二次行財政改革大綱では、3つの柱、6つの推進施策、17の具体的な取り組みとして推進していくこととし、以下の図のとおり体系化しました。



(2) 「鏡野町総合計画（森といて湯と田園文化の里）」との関係

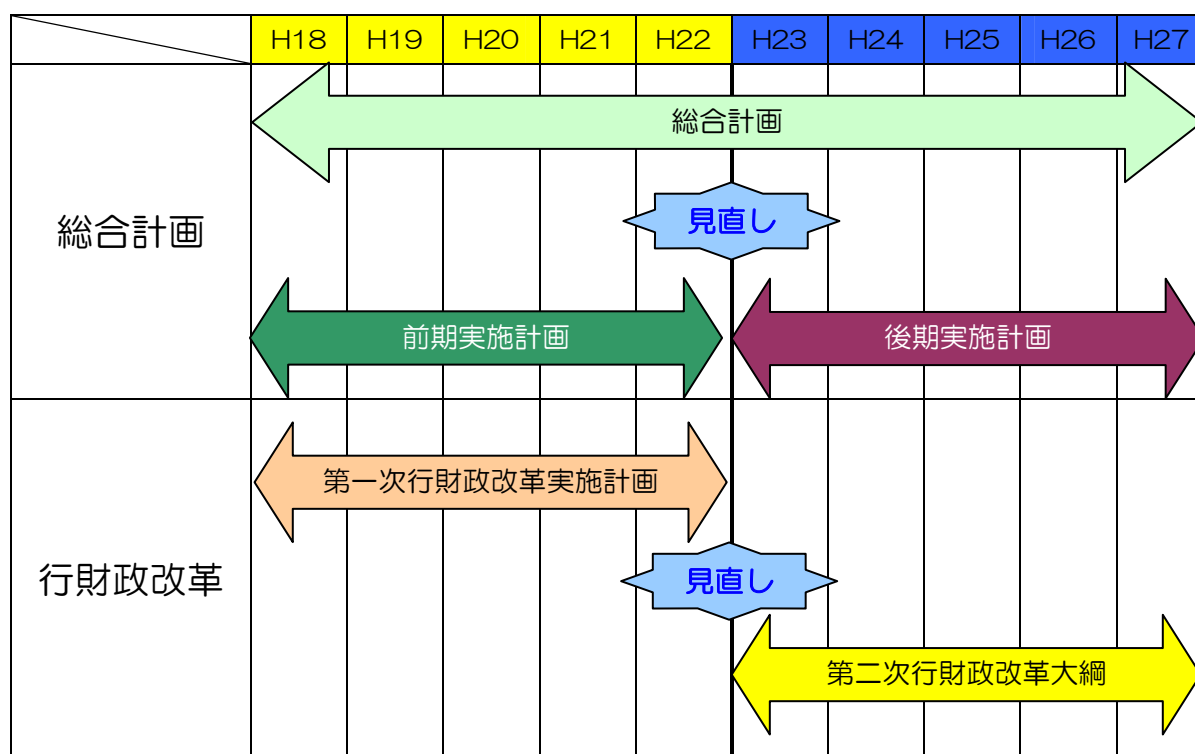
本町は平成18年9月に今後のまちづくりの指針となる「鏡野町総合計画（森といて湯と田園文化の里）」を策定しました。これは、本町が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本町におけるまちづくりの最上位計画です。

したがって、町が展開する施策及び事務事業を達成するためにも、行財政改革は総合計画の一翼を担うツールとして位置付ける必要があります。

(3) 第二次行財政改革大綱の計画期間

第二次行財政改革大綱の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、削減効果を算定するうえでの基準となる年度を「平成22年度」とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に伴い、本計画に変更の必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行いません。



第3章 行財政改革の推進

「選択」と「集中」のスローガンのもと、さらなる行財政改革の推進に向けて次の取組を実施します。

1 町民と共に進めるまちづくり

(1) 町民と行政との協働のまちづくりの推進

ア 循環型社会の形成

私たちには、この美しい地球を良好な環境のまま未来の世代に引き継いでいく責務があります。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し（なるべくごみをださないこと）、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し（ごみをできるだけ資源として使うこと）、適正な廃棄物の処理（どうしても使えないごみはきちんと処分すること）をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

循環型社会を推進していくためには、行政と住民がそれぞれの役割分担の中で、リデュース（発生抑制）デユース（再使用）リサイクル（再生利用）に全町的に取り組んでいく必要があり、環境にやさしく美しいまちづくりを推進していきます。

イ 開かれた町政運営と住民の行政参加の促進

地方分権社会を推進していくためには、町民の行政への参加が不可欠です。町民に直結した重要施策の審議にあたっては積極的に町民委員を登用することや町民アンケートを通じて意見の集約を図るとともに、より多くの意見を反映させる制度として今後パブリックコメント（用語9）の導入について検討するなど、広く意見を聴取し住民参加型の行政を進めていきます。

また、行政参加の促進を図るためには行政の透明性をより一層図る必要があります。そのためには個人情報保護に最大限留意したうえで、行政評価制度により評価した施策や事務事業評価シートの公表を始め、可能な限り行政情報を迅速・的確に公開し、開かれた行政を推進していきます。

ウ 住民の主体的なまちづくりの推進

高度化・多様化する町民ニーズへの対応や地域の諸課題の解決に向けて、町民や町民団体等の自主的な活動を支援し、地域が必要とするサービスの提供に努めていきます。

また、平成21年度に施行された「鏡野町未来・希望基金条例」の趣

旨に従い、協働によるまちづくりを積極的に推進するとともに、民間委託により効果的な執行が可能な事業については、積極的に民間にゆだねます。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

ア 子育てしやすい環境の整備

近年の核家族化の進行による家族形態の変化や、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化により、家庭や地域における子育て支援機能の低下が社会問題化しています。子育て支援の充実については、本町として重要施策の一つに位置づけ、子育て支援センターの整備、放課後児童クラブの整備、中学卒業までの医療費助成、妊婦助成等多岐に渡る支援を実施しているところですが、その成果については今後検証していく必要があります。子育て支援は継ぎはぎの施策ではなく、「子育てしやすい地域づくり、社会づくり」という観点にたって、行政・地域・民間団体等がそれぞれの特性を活かして協働して支えあっていく必要があります。今後もその充実に努めていきます。

イ 防災意識の高いまちづくり

本町は幸いにして大災害の発生が極めて少ない地域であり、その影響からか、防災に対する日頃からの備えが十分とはいえない状況であると思われまます。近年は、地球温暖化の影響からか局地的な豪雨が発生し大きな被害をもたらしています。防災に関しては国・県・市町村それぞれの役割が定められていますが、すべての事態に対応できるものではありません。日頃から防災に関してさまざまな備えをしておくことが重要ですが、その核となるのが[自主防災組織（用語10）](#)であり、本町として結成率の向上と活動の支援に努めていきます。（平成22年4月現在で52.7%）

ウ 公共交通機関の充実

過疎高齢化が進む中山間地域にあっては、公共交通の確保は重要な問題であり、日常生活にとって必要不可欠であります。公共サービスの一端を担う民間事業者にあっては、今後も不採算路線の廃止等により日常生活に対する影響が懸念されています。公共交通は通院、日用品・食料品の買出しなど日常生活に欠かせない交通手段であり、今後もより利便性の高い運営となるよう努力し、公共交通の確保に努めていきます。

2 スリムで効率的な行政運営の確立

(1) 事務・事業の見直し

ア 民営化・指定管理者制度の活用

公共施設については、設置目的と現状とが大きく乖離しているものや目的を達成した施設については統合や廃止を含め見直しを行います。また、行政が管理運営するよりもより効率的な運営ができると思われる施設については、指定管理者制度を積極的に活用するとともに、地域に密着した利用者が限定される施設については、地域へ移管すべく諸準備を進めていきます。また、指定管理者制度適用に際しては、指定管理者と連携を密にするとともに、適度な助言や指導に努めていきます。

イ 行政評価システムの推進

鏡野町では、平成 22 年度から行政評価システム（用語 1.1）を本格導入し、31 の施策評価体系に 860 余りの事務事業を評価し、公表することとしています。住民の皆さんが利用しやすいシステムとなるよう工夫するなど、システムの充実に努めていきます。

また、事務事業の再編・整理合理化に当たっては、行政評価システムを活用し、原点に立ち返り事業の必要性を検証し、事業の実施方法、実施体制についても大胆に見直すなど真に必要な事業を工夫しながら進めていきます。

(2) 柔軟で機動的な組織体制の構築

ア スリムで効率的な組織体制

行政組織機構の再編については、合併当初設置していた部長制度を平成 18 年 4 月に廃止し、さらに、同年保育園業務を町長部局から教育委員会部局へ移管、平成 20 年 4 月には振興センターを 3 課体制から 1 課体制にするなどの改正を行ってきました。合併当初あった 13 課 3 センター 1 室 1 局 1 病院から平成 22 年 4 月現在で 13 課 3 センター 2 室 1 局 1 病院となっておりますが、今後も簡素で効率的な行政組織機構の構築を前提とし、町が直面する課題に迅速かつ集中的に対応できる柔軟な組織とするため再編を行いません。また、「職員力」の向上のため、平成 21 年度に導入した「人事評価制度」（用語 1.2）で定めた職員（人材）育成基本方針・目標管理制度（用語 1.3）の推進を図ります。

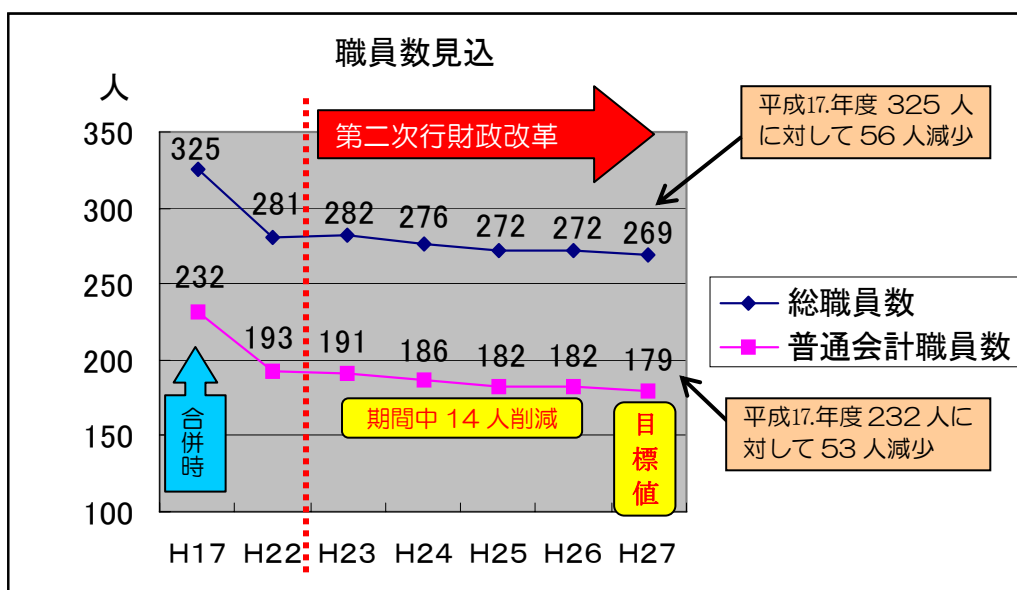
イ 定員管理の適正化

定員管理の適正化については、平成 17 年度に策定した「集中改革プラン（用語 1.4）」並びに「行財政改革実施計画」に基づき、適正化に努め

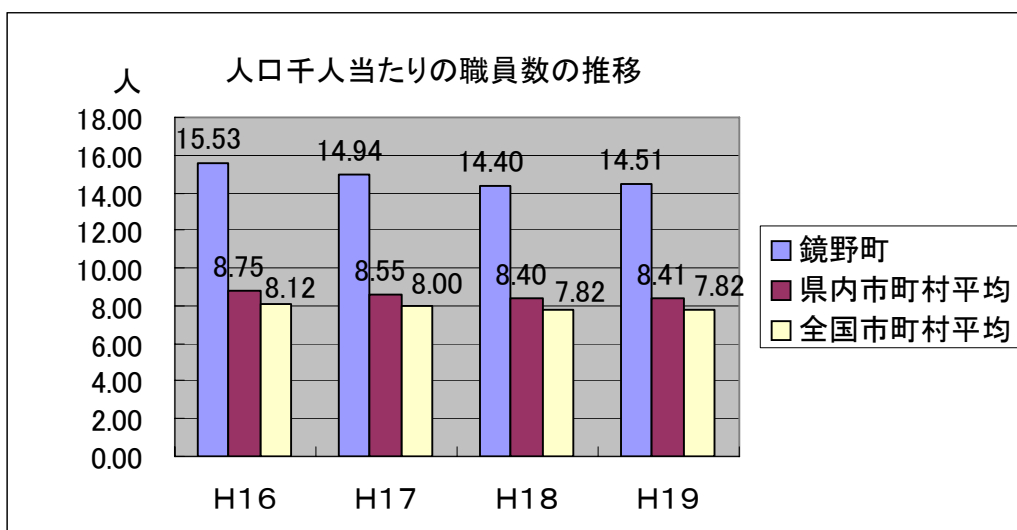
た結果、合併時点の職員数325名が平成22年4月で281名となり、44名の削減となりましたが、人口千人当たりの職員数は、県内町村および類似団体（用語15）に比べまだ高い水準であることから、引き続き適正化に努めます。

数値目標

- ① 平成27年度普通会計職員を、平成22年4月職員数193人に対して14人（7.25%）削減し、179人とします。



※参考



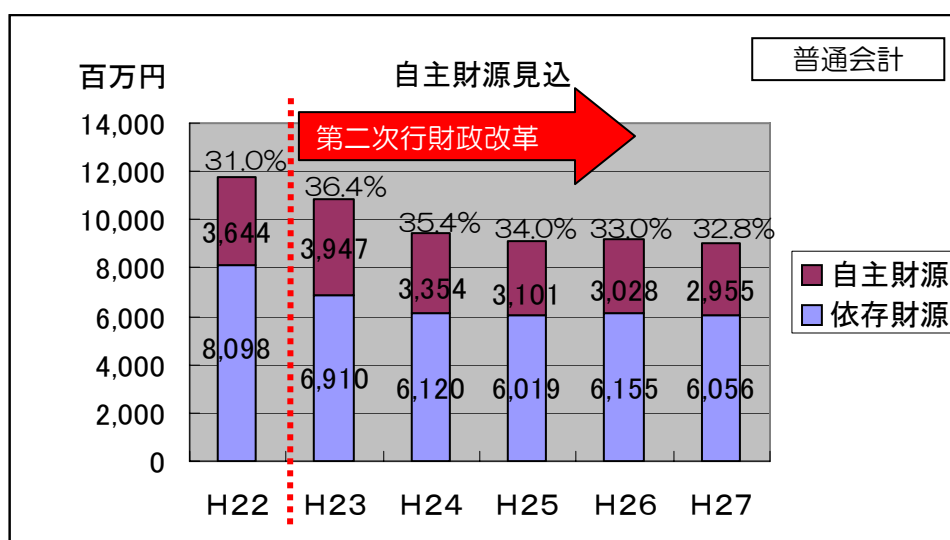
3 持続可能で健全な財政の構築

(1) 歳入の確保

歳入の確保については、数値目標（目標年度平成27年度）として、財政運営適正化計画で策定した財政見通しを持続可能な財政運営にするため目標とする財政指標を次のとおり定めます。

数値目標

②自主財源（用語16）32%以上の確保（普通会計（用語17）決算額）



※ 自主財源の見通しは、繰越金や繰入金を含めています。

ア 雇用・定住化の促進

人口の減少とともに社会構造の変化が顕著になっている今日、雇用の場の確保や定住化対策は鏡野町の最重要課題となっています。活力のあるまちづくりを推進していくためには、若者定住のための総合的な対策と同時に、雇用の場の確保対策として企業誘致に取り組んでいきます。

イ 徴税等の確保

自主財源中心の歳入構造の確立のため、あらゆる角度から歳入確保の取組を進めていきます。

町税等の徴収率の向上を図るため、収納事務の一元化、公共料金納付方法の拡大、債権の適正管理に取り組みます。

有料広告事業等の推進による収入の確保については、新たな広告媒体の調査・研究を行ないます。

ウ 受益者負担の適正化

特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、応分の負担を「使用料」・「手数料」・「利用料」として求める（受益者負担の原則）こ

とにより、利益を受けない人との負担の公平性を確保することが受益者負担の大原則です。

なかでも公共施設の運営については、人件費や光熱水費など多額の経費が必要となります。これらの経費を、すべて税金で賄うとすれば、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることとなります。このことから、「受益と負担の適正化」を図る必要があり、基本的なルールを定め、適正な負担のあり方を検討していきます。なお、見直しにより現行料金に対して大幅な増額となるような施設については、管理運営方法の見直しや廃止等も含め再検討することとします。

工 未利用財産の売却

町有財産のうち行政目的が無くなったものや、現在利活用する計画がない財産については普通財産として管理していますが、これらの利活用していない普通財産についても維持管理費が必要です。

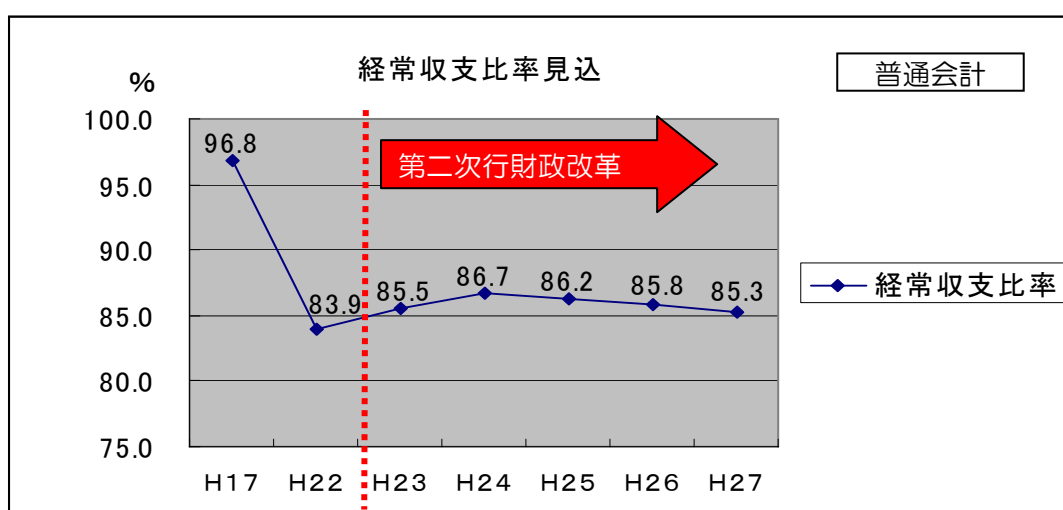
普通財産のうち将来的に利活用が望めない未利用財産にあっては、維持管理経費の節減や財産の有効活用を図る観点から売却処分等により積極的に財源確保に努めていきます。

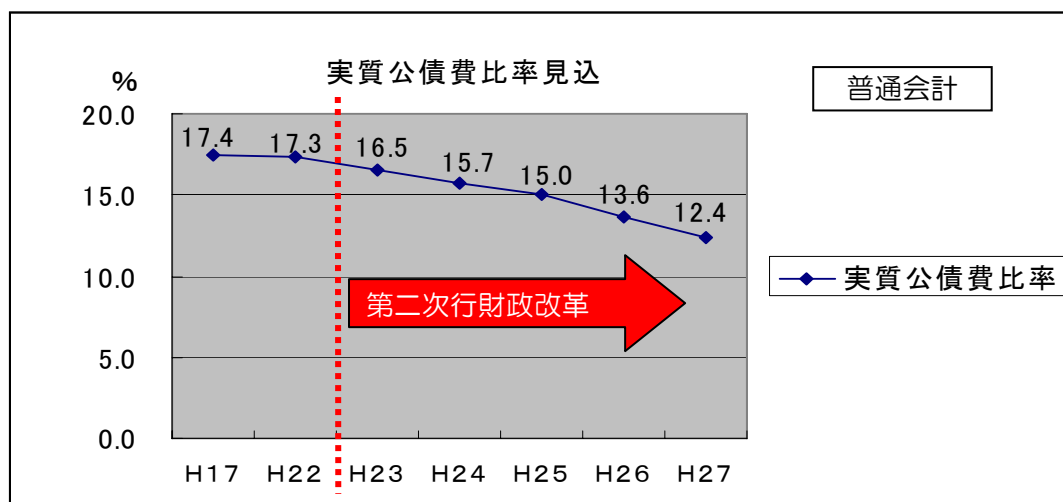
(2) 歳出の抑制

歳出の抑制については、数値目標（目標年度平成27年度）として、財政運営適正化計画で策定した財政見通しを持続可能な財政運営にするため目標とする財政指標を次のとおり定めます。

数値目標

- ③ 経常収支比率（用語18）85%以下
- ④ 実質公債費比率（用語19）（3年平均）12%以下





ア 投資的経費の節減

投資的経費(用語20)については、新町建設計画を基に策定した鏡野町総合計画(実施計画)により計画的に取り組むこととしております。しかしながら、本町の厳しい財政状況を考慮する必要があり、事業の目的、必要性、重要性、緊急性、後年度の財政負担や費用対効果を充分検証し、事業規模の適正化、単年度負担の平準化や優先順位による事業の延伸等の調整をしながら、投資的経費の抑制を図ります。

特に、事業実施に伴う財源のうち、多額の地方債(用語21)発行や一般財源を要する事業については十分に検証することとします。

イ 補助金・指定管理料の適正運用

各種団体及びグループに対する補助金についての基本的な考え方は、その団体又はグループが行う公益的な活動に対処して補助することを基本とします。したがって、団体又はグループの運営に係る補助は原則として行なわないこととし、その活動について町が補助することが妥当かどうかを検証します。

また、指定管理者が管理運営している公共施設のうち、もっぱら地域住民の集会所として利用している施設を除いた公共施設について、適正な指定管理料による管理、運営、事業が行なわれているか等について検証する体制を整備する必要があることから、指定管理者等を評価するため評価委員会の設置を目指します。

ウ 第三セクターの健全運営

第三セクター(用語22)については、公益的な事業の運営を目的に設立されているため、採算性のみを追求することはできません。

しかしながら、第三セクターにおいては、長引く景気の低迷を含む社

会経済情勢の変化などを背景にして、その経営は多くの課題を抱えております。

こうしたなか、本町においては、平成 19 年 1 月に策定した「行財政改革実施計画」により、第三セクター等の見直しを位置づけたところであります。第三セクターに対しては、原則として出資額に応じた範囲において町が責任を負うものでありますが、第三セクター等は独立した法人格を有する経営主体であり、自立採算の経営が基本となることから、自らの責任において経営改善に努め、自立した経営を目指す必要があります。

このようなことから、第三セクターに対する町の関与のあり方を明らかにするための指針の策定について検討していくなかで、第三セクターのあり方や方向性について検証していきます。

<第三セクターに対するこれまでの取組>

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	法人名	町の出資割合	改革等の状況
財団法人	鏡野町振興公社	87.7%	平成 22 年度から職員 1 名出向取りやめ(存続)
	上齋原振興公社	100%	存続
	富ふるさと振興公社	100%	平成 20 年 3 月解散
	富畜産公社	93.5%	平成 20 年から職員 1 名派遣取りやめ
株式会社	未来奥津	66.7%	存続
	花美人の里	100%	存続
	人形峠原子力産業	99.7%	存続
	富・都市エコロジー	54.5%	平成 18 年度で清算し解散
	夢アグリ鏡野	20.0%	存続
	ファーム登美	79.0%	存続

※町が 2 分の 1 以上出資している法人にあっては、毎事業年度経営状況について議会に報告することとなっています。

4 改革の推進体制

(1) 実施計画の策定

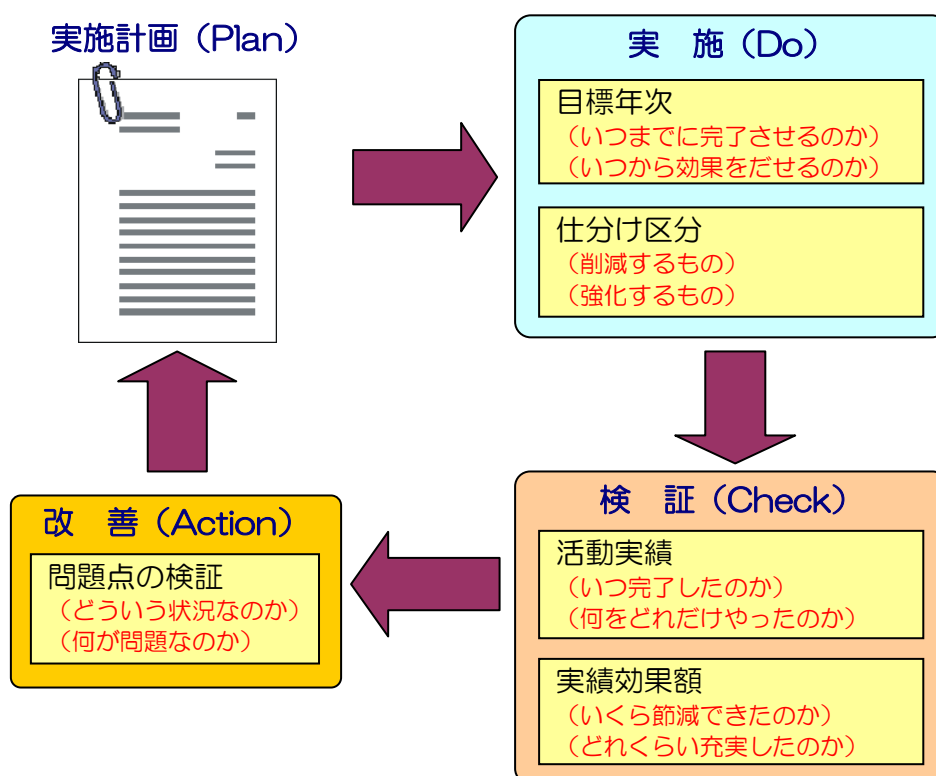
第二次行財政改革大綱は、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間として、新たな行財政改革に取り組んでいくための指針を定めたものです。

第二次行財政改革大綱で定めた目標の実現を目指して「1 行財政改革推進のための取組」に沿った実施計画を策定し、目標値を掲げて、全庁挙げて取り組んでいきます。

なお、状況に応じた最適な手法により行財政改革を推進するため、毎年度新たな取組の追加や変更など社会経済情勢や推進状況に合わせ、柔軟に対応していきます。

(2) 実施計画の進行管理

第一次行財政改革実施計画の反省点を踏まえ、第二次行財政改革大綱の実施計画では、可能な限り具体的な取組内容を定め、次のとおり、「計画 Plan」、「実施 Do」、「検証 Check」、「改善 Action」という「PDCAサイクル」のもと、より分かりやすい形で計画の進行管理に努めます。



(3) 行財政改革の推進体制

第一次行財政改革に引き続き、庁内組織として「行財政改革推進本部」、に加えて既存の「幹部会」を意思統一機関として機能させるとともに、庁外組織として民間の有識者や町民の代表等からなる「行財政改革懇話会」を設置し、今後の行財政改革の方向性等について意見を聴取し、第二次行財政改革大綱並びに実施計画に反映させ、町民と一体となった行財政改革を推進します。

ア 行財政改革推進本部の役割

町長を本部長とする行財政改革推進本部は、各所属所課の行財政改革の進捗状況を把握し、改革推進のために必要な総合調整や指示等を行います。

イ 幹部会の役割

幹部会は、行財政改革に対する全庁的な意思統一機関として機能させるものとし、行財政改革推進本部が定めた基本方針及び実施計画に基づき、行財政改革を推進します。

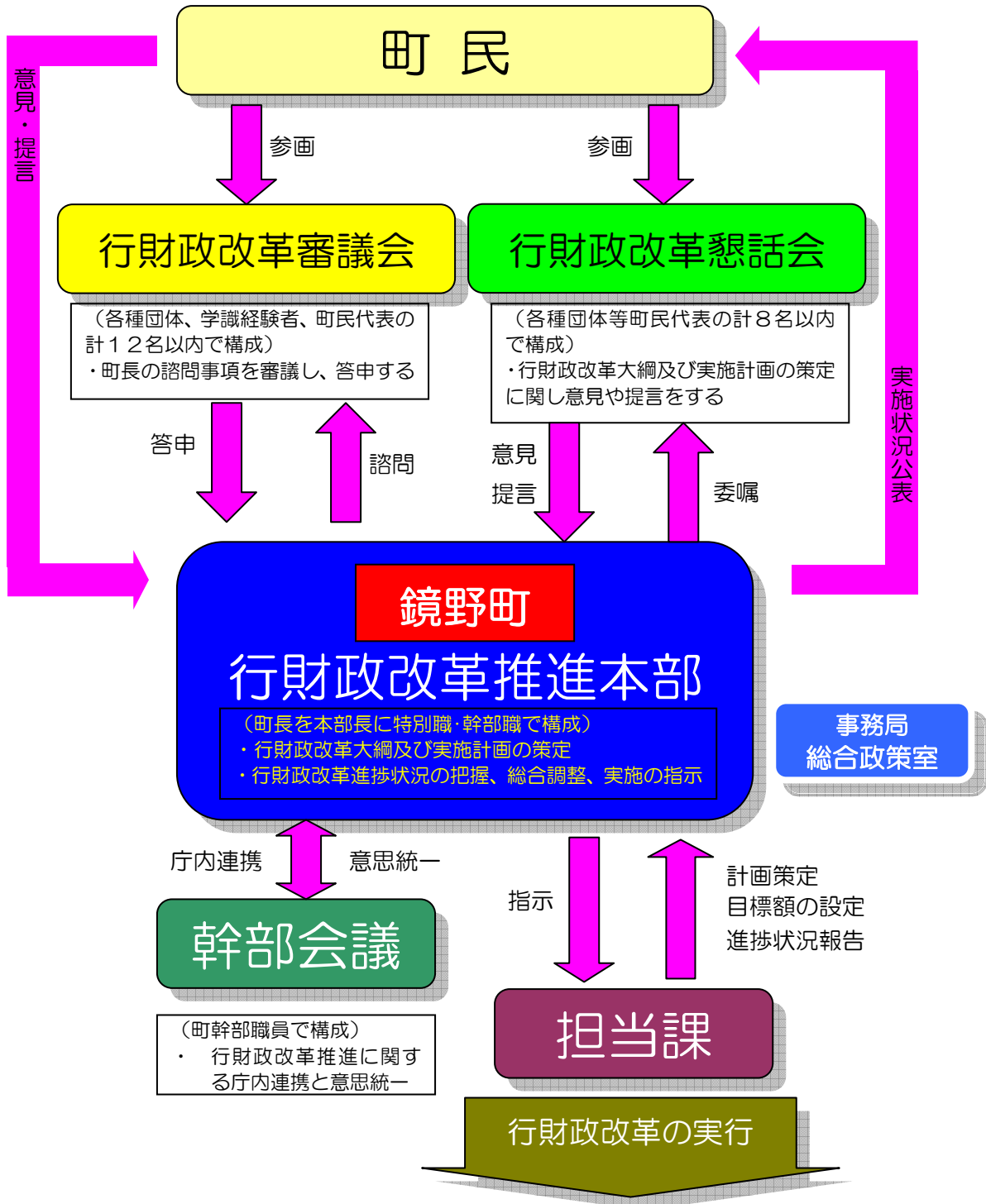
ウ 行財政改革懇話会

行財政改革大綱の策定にあたり、町長に対し意見を述べ又は提言を行ない、町民と一体となった行財政改革を推進するとともに、行政への参画を推進するため、行財政改革懇話会を設置します。

エ 進捗状況の公表

行財政改革の進捗状況は、町のホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

鏡野町行財政改革の推進体制図



用語の説明

頁	項目	説明
1	(用語1) 協働	町民相互又は町民等と行政が相互の特性を認識し尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。
2	(用語2) 三位一体の改革	「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革。
2	(用語3) 普通交付税	地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が交付する交付金。
2	(用語4) 新町建設計画	合併特例法に基づき策定される合併後の新町のまちづくりの基本方針と、合併後概ね10年間にわたって取り組む施策を明らかにした計画。
2	(用語5) 合併特例債	合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債。合併特例債によって充当できるのは対象事業費の概ね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置される。
2	(用語6) 電源立地地域対策交付金	発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共施設整備事業や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的として交付される。
5	(用語7) 地方分権改革推進法	「政策決定権限と自由な財源を住民に近い地方自治体に移すこと」を目的とし、地方分権を推進していくため制定された法律。
6	(用語8) 「選択」と「集中」	複数ある商品や事業部門を絞り込み、集中的に強化することによって競争力を向上させ、企業全体の収益を高める経営戦略のひとつで、この考え方を行財政改革に取り入れ、町の弱点を集中的に改善するとともに、町の利点を最大限活用し魅力あるまちづくりを推進するための手法。
9	(用語9) パブリックコメント	行政等公的な機関が、一定条件の政策等の決定にあたり、その決定過程において、あらかじめその案を町民に公表し、その案に対する意見の募集を行い、提出された意見や情報などを十分考慮して最終的な意思決定を行うとともに、提出された意見の概要とそれに対する町の考え方等を公表する一連の手続のこと。
10	(用語10) 自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念の基に結成された組織。自主防災組織は、日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行う。
11	(用語11) 行政評価システム	町の行っている行政施策とそれを構成する全ての事務事業をそれぞれ評価し、施策の実施における課題や事務事業の効率化等への改善点などを明らかにして、町の政策に反映するシステムのこと。 また、この評価結果を公表することにより、町民と行政が共に確認できる体制を確立すること

11	(用語12) 人事評価制度	個々の職員の能力の向上とスキルアップを図るため、個々に策定した個人目標の達成度を図る「業績評価」と、個々の職員がもつ「能力評価」を組み合わせた制度で、1年間の労働に対する評価を行ない処遇や給与へも反映する制度
11	(用語13) 目標管理制度	職員一人ひとりが目標を設定し、その達成のための努力を通じて、成果を挙げることを目的とする人事管理手法。
11	(用語14) 集中改革プラン	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(H17.3.29 総務省)において、行政改革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの取組みを住民にわかりやすく明示した計画を平成17年度中に公表することを義務づけたもの。
12	(用語15) 類似団体	全国の市町村を人口や産業構造(産業別就業人口の比率)により類型に分類し、同じ構造を有する団体を比較するために用いる。鏡野町は「Ⅲ-2」に分類され、県内では、早島町や里庄町が同類。
13	(用語16) 自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源(地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入)のこと。
13	(用語17) 普通会計	一般会計と特別会計(公営企業会計、収益事業会計を除く)を合算し、会計間の重複額等を控除したもの。鏡野町では、一般会計・共同バス・奨学会・飲料水会計がそれにあたります。
14	(用語18) 経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に地方税、地方交付税など毎年連続して経常的に入ってくる一般財源がどの程度充てられているかを示す指標(この比率が低いほど建設事業等に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる)
14	(用語19) 実質公債費比率	自治体が借金返済にあてている金額が、収入に対してどのくらいの割合を占めているのかを表す指標。18%以上になると地方債を発行する際、市町の場合は県の許可が必要になる。黄信号の基準は25%。
15	(用語20) 投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、住宅の建設等社会資本の整備に充当する経費で、支出の効果がストックとして将来に残るもの。
15	(用語21) 地方債	「地方自治体が発行する債券」＝「地方自治体の借金」を意味します。
15	(用語22) 第三セクター	国や地方公共団体(第一セクター)と民間事業者(第二セクター)との共同出資で設立された法人のこと。

第二次行財政改革大綱

(平成 23 年度～平成 27 年度)



平成 22 年 12 月作成

鏡野町 行財政改革推進本部